

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	搬入時にトラックスケールにて計量・記録し、既存の展開検査場で検査終了後、搬入事業者、又は自社にて搬入道路を通過して入場し投入する。		
	施設作業時の 維持管理方法	※別紙 維持管理計画書のとおり		
	施設整備・ 点検の頻度	法令に準じた点検整備を主に行い、その他自主点検を併用して実施する。 ※別紙 維持管理計画書のとおり		
維持管理に関 する記録及び 閲覧方法	維持管理に関する記録の詳細については別表のとおり。 閲覧場所：有限会社 仁木重機 大江事務所 時間：8時～17時迄 ※閲覧方法は焼却施設及び最終処分場のみ記載			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの 性状	ばいじん (g/Nm ³)			
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)			
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)			
	塩化水素 (mg/Nm ³)			
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)			
放流水の 水質	pH			
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)			
	化学的酸素要求量 (mg/L)			
	浮遊物質 (mg/L)			
	ノルマヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)			
	ノルマヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)			

維持管理計画書

① 産業廃棄物最終処分場の技術上の基準（維持管理基準）

維持管理基準の内容	本施設の対応																																										
<p>1 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(1条2項1号)</p>	<p>1). 搬入された産業廃棄物が飛散、流出をしないよう、これらの問題が発生すると思われる廃棄物には即時廃棄物が露出しない状態になるまで覆土を行います。通常の作業としては、一日の廃棄物（セル）に対して即日覆土（不燃物主体で比較的形状の大きい廃棄物の場合30～50cm、破砕廃棄物の場合15～20cm）をし、廃棄物のおおよそ3m程度毎に50cm程度の中間覆土をし、埋立完了期には、50cmの最終覆土を行いその後草地にするものとします。</p> <p>2). 搬入車輛に覆いを取り付ける等搬入時に車輛より廃棄物が飛散しないような対策をとります。</p> <p>3). 廃棄物の飛散の発生状況の監視を行い、飛散が生じている場合は速やかに清掃するものとします。この巡回は原則として1回/1日実施するものとします。</p> <p>4). 埋立地に廃棄物を搬入した車輛が車体やタイヤ等に土砂や廃棄物が付着したまま公道へ出るのを防ぐため、土砂、廃棄物の付着のひどい車輛については、現在管理事務所前にある洗車設備を用いてタイヤ洗浄するものとします。 (株式会社キョーワ KYC-300SE 吸水量 19ℓ/min)</p>																																										
<p>2 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(1条2項2号)</p>	<p>受入時に著しく悪臭がひどい廃棄物の受入をしないように、管理を徹底いたします。</p> <p>それでも、悪臭物質が処分場に持ちこまれた場合は周辺に悪臭が飛散する前に、各セル毎の覆土を徹底するものとします。(厚さ20cm)</p> <p>さらに、悪臭の発生ひどい場合には、もう一度覆土を施すか、消臭剤の散布などを行う事により悪臭の発生を抑制するものとします。</p>																																										
<p>3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え置くこと。</p> <p>(1条2項3号)</p>	<p>1). 最終処分場内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立て札等で主要箇所に表示し、さらに社員教育と搬入業者の教育を徹底し防災訓練などの実施も行います。</p> <p>2). 消火設備の設置位置が明確に分かるよう表示版等を設置します。消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるよう年1回の点検整備を行うこととします。</p> <p>3). 防火用の土砂を確保しておきます。(覆土材兼用)</p> <p>4). 埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ、異常な高温になっていないかを確認する。 地中温度の測定方法は浸透水採取設備（浸透水採取管）から熱電対式などの温度計を用いて行うものとし、埋立地内部と周辺の地中の温度差が20℃未満であることを確認する。</p>																																										
<p>4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。</p> <p>(1条2項4号)</p>	<p>衛生害虫獣、ガスが発生するような廃棄物が付着、混入した埋立はおこなわないように、展開検査などの受入管理を徹底することとし、万一これらが発生した場合には速やかにその原因となる廃棄物を撤去するものとします。</p> <p>それでもまだ衛生害虫獣が発生した場合は原因を追求し適切な対策をとるものとします。</p> <p>【害虫獣発生防止表】</p> <table border="1" data-bbox="774 1697 1465 2152"> <thead> <tr> <th>衛生害虫獣</th> <th>発生時期</th> <th>防止対策</th> <th>効果</th> <th>覆土状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">カラス</td> <td rowspan="4"></td> <td>即日覆土</td> <td>効果大きい</td> <td>ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm</td> </tr> <tr> <td>爆音機</td> <td>一時的効果あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目玉風船</td> <td>一時的効果あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10m間隔にナイロンテングスをはる。</td> <td>効果はあるが切れやすい。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>猟銃による駆除</td> <td>効果あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハエ</td> <td>5～10月</td> <td>薬剤散布 (界面活性剤、ダイアリン、殺虫剤)</td> <td>発生なし</td> <td>ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ネズミ</td> <td rowspan="2"></td> <td>覆土</td> <td>駆除を継続すれば効果あり</td> <td>ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm 休日前にゴミ斜面全域に実施</td> </tr> <tr> <td>殺鼠剤、毒餌の使用</td> <td>効果あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>最善と思われるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	衛生害虫獣	発生時期	防止対策	効果	覆土状況	カラス		即日覆土	効果大きい	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm	爆音機	一時的効果あり		目玉風船	一時的効果あり		10m間隔にナイロンテングスをはる。	効果はあるが切れやすい。				猟銃による駆除	効果あり		ハエ	5～10月	薬剤散布 (界面活性剤、ダイアリン、殺虫剤)	発生なし	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm	ネズミ		覆土	駆除を継続すれば効果あり	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm 休日前にゴミ斜面全域に実施	殺鼠剤、毒餌の使用	効果あり		その他		最善と思われるもの		
衛生害虫獣	発生時期	防止対策	効果	覆土状況																																							
カラス		即日覆土	効果大きい	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm																																							
		爆音機	一時的効果あり																																								
		目玉風船	一時的効果あり																																								
		10m間隔にナイロンテングスをはる。	効果はあるが切れやすい。																																								
		猟銃による駆除	効果あり																																								
ハエ	5～10月	薬剤散布 (界面活性剤、ダイアリン、殺虫剤)	発生なし	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm																																							
ネズミ		覆土	駆除を継続すれば効果あり	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm 休日前にゴミ斜面全域に実施																																							
		殺鼠剤、毒餌の使用	効果あり																																								
その他		最善と思われるもの																																									

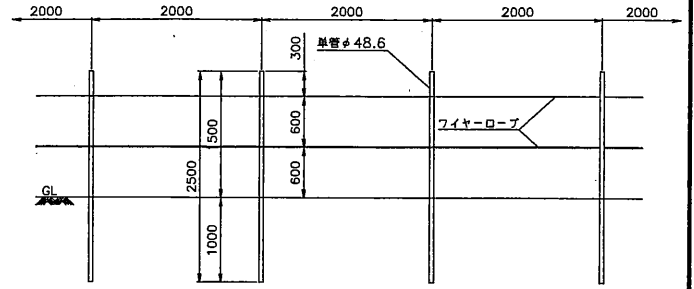
5 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止することができるようにしておくこと。

(1条2項5号、2条2項1号、2条2項2号)

閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、囲い杭、その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。

(1条2項5号)

産業廃棄物処理施設の埋立地境界を明確にすることと、みだりに埋立内に入り出すのを抑制することを目的に高さ1.5mのフェンスを設置致します。



6 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

(1条2項6号)

産業廃棄物の処分場であることを表示する立札の設置は入り口部門扉の箇所に表示するものとし、見やすい場所に設置するものとします。

尚、立札が破損等した場合は、補修、復旧するものとし、表示事項に変更があった場合は速やかに書き換えるものとします。

7 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が崩壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(1条2項7号)

貯留構造物が崩壊し、廃棄物が流出する等の異常事態が発生したときは、後志支庁環境生活課、仁木町役場、消防署及び警察署等、関係する機関への連絡を行い、直ちに当該施設の運転を停止し流出した浸透水の回収その他状況に応じ生活環境保全上必要な措置を講じます。(災害防止計画書参照)

8 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。

(1条2項10号、2条2項2号ハ(1))

※ 地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない場合にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。

(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(1条2項10号、2条2項2号ハ(2))

地下水に関する検査内容及び頻度、検査方法

①埋立開始前

1) 地下水等検査項目

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)等」

2) 電気伝導率及び塩化物イオン濃度

②埋立開始後

1) 地下水等検査項目

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・環境省令第1号)等」1回/年

2) 電気伝導率及び塩化物イオン濃度 1回/月

3) ダイオキシン類の濃度 (埋立当初1~2年 1回/年)

地下水等検査項目及び基準値	基準値	地下水等検査項目及び基準値	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
ポリブrominated Diphenyl Ether (PCB)	検出されないこと	2-クロロ-4,6-ビス(1,2,4-トリアジン) (シマジン)	0.003mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	S-4-クロロベンゼン=N,N-ジエチルアミン	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	メチルメチルアミン	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-		
ふっ素	-		
ぼう素	-		
ダイオキシン類	1pg/ℓ 以下	ダイオキシン類の測定は埋立開始当初1~2年程度	

— 検査方法 —

一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成十年六月十六日 環境庁厚生省告示第一号)
(ダイオキシン類の濃度については、平成12年環境省告示第1号)に準ずるものとします。

— 地下水集排水設備採取場所 —

安定型最終処分場を挟んで上流(No.1)、下流(No.2)側のE列及び井戸2箇所より採取する。

9 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 (1条2項11号、2条2項2号)
 ※ 水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。

10 埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。
 (1条2項19号、2条第2項1号)

測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には速やかに、地下水等検査項目(ダイオキシン類の濃度含む)について測定し、記録保管することとします。
 又、地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合にはその原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずることとし、詳細については、災害防止計画書参照

維持管理に関する記録並びに帳簿については、年度ごとに閉鎖して廃止までの間保存し、閲覧場所は(有)仁木重機 本社にて行うものとします。
 閲覧場所：有限会社 仁木重機
 時間：8時～17時迄

対象施設	安定型最終処分場	
記録設置期限	結果の得られた日又は点検を行った日を含む月の翌月末	
閲覧時期	記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き、閲覧に供する。	
記録事項	イ 埋立廃棄物の種類、数量	毎月
	ロ 擁壁等の点検	(1)点検年月日、結果 (2)破損のおそれ、講じた措置内容、年月日
	ハ 展開検査	(1)実施回数 (2)安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の付着又は混入が認められた年月日
	ニ 地下水、浸透水	(1)採取場所 (2)採取年月日 (3)測定結果取得年月日 (4)測定結果
	ホ 地下水、浸透水の水質検査結果、水質の悪化があった場合の措置	(1)措置年月日 (2)措置内容
ヘ 残余の埋立て容量	(1)1年に1回以上の測定と記録。	

◆閲覧の求めがあつた場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこととする。

11 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。
 (2条2項2号)

(1) 展開検査場所での確認方法
 ア. 搬入された産業廃棄物を積み降ろす前に、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないかを車上から目視で確認する。
 イ. 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していたことが判明した場合は、搬入処理を拒否する。
 ウ. 搬入された産業廃棄物を展開検査場所に降ろし、重機を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等を検査し、当該廃棄物の混入が確認された場合は、人力や選別機械等を用いて分別する。
 エ. 上記ウの分別が速やかに終了した場合は、搬入業者に安定型産業廃棄物以外の廃棄物等を引き渡す。
 オ. 安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びおおよその量を別紙「安定型処分検査報告書」に記録し、保管する。
 カ. 展開検査については、搬入車両ごとに行い、上記オまでの作業が終わるまでは、次の搬入車両に関して上記のウの作業は行わない。

マニフェスト番号		別紙			
記録項目	内 容				
搬入年月日	年 月 日 時 分				
排出者名					
車両番号					
運転者名					
廃棄物の種類	紙 プラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず	がれき類
廃棄物の量	t・g	t・g	t・g	t・g	t・g
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず		
数量	k・l	k・l	k・l	t・l	t・l
措置方法					
記入者名					
写真					

(2) 展開検査の終了時の対応
 安定型産業廃棄物以外の廃棄物等が混入された場合、排出業者に連絡し、マニフェスト伝票の数値等の訂正を行うか、新たに再発行してもらい、適正に処理するものとします。

12 採取設備により採取された浸透水について、地下水等検査項目を1年に1回以上、BOD又はCODを1月に1回（埋め立て処分が終了した埋立地においては、3月に1回）以上、水質検査を行い、かつ、記録すること。

(2条2項2号)

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し保管します。

1. 浸透水に関する検査内容及び頻度、検査方法

①排水基準等 排水基準省令 [S46年環境省令第35号] 等に係る項目

(②の項目を除く)

埋立期間中		1回/月
項目	基準	
BOD	BOD 20mg/ℓ以下	

終了後(廃止直前まで)		1回/3ヶ月
項目	基準	
BOD	BOD 20mg/ℓ以下	

- 検査方法 -

一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法
(平成十年六月十六日 環境庁厚生省告示第一号)

②浸透水の地下水等の検査項目

埋立て期間中、埋立終了後廃止するまで 1回/年

埋立期間中、埋立終了後

地下水等検査項目及び基準値	基準値	地下水等検査項目及び基準値	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	テトラフルオロエチレン(テトラフル)	0.006mg/ℓ以下
ポリカルネイテッドビフェニル(PCB)	検出されないこと	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミ)-s-トリアジン(シマジン)	0.003mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオホルマート(チオホルマート)	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		

13 次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(2条2項2号)

(1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果が基準に適合していないとき。

(2) 浸透水に係るBOD又はCODの水質検査の結果
BODが20mg/ℓ又はCODが40mg/ℓを超えているとき。

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立て処分の中止し、早急に不適合となった原因の調査を講ずることとし、不適合となったことを後志支庁環境生活課に連絡するものとします。また不適合となった調査結果に基づき、基準に適合しない原因となった廃棄物の除去等の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとしたします。

1.水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果が基準に適合していないとき。
2.水に係るBODの水質検査の結果が20mg/ℓを超えているとき。

14 埋め立て処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。

(2条2項2号)

埋立終了時の最終覆土は50cmの厚さの土砂で覆う。

15 14により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

(2条2項2号)

月1回の定期点検による破損の有無の確認をおこなう。

② 産業廃棄物最終処分場の廃止基準

廃止基準の内容	本施設の対応																																														
<p>1 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。 (1条3項2号)</p>	<p>厚さ50cmの最終覆土をおこない悪臭の発生を防ぐ。</p>																																														
<p>2 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 (1条3項3号)</p>	<p>1). 厚さ50cmの最終覆土を行うことにより、火災の発生を防止する。 2). 防火用の土砂を確保しておきます。 3). 最終処分場内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立て札等で主要個所に表示し、さらに社員教育と搬入業者の教育を徹底し防災訓練などの実施も行います。</p>																																														
<p>3 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。 (1条3項4号)</p>	<p>・衛生害虫などが発生するような廃棄物は埋め立てない。 ・厚さ50cmの最終覆土をおこなう。 ・原因となる廃棄物の撤去 ・それでも衛生害虫が発生した場合は原因を追求し適切な対策をとる。</p> <p>【害虫発生防止表】</p> <table border="1" data-bbox="778 730 1474 1167"> <thead> <tr> <th>衛生害虫</th> <th>発生時期</th> <th>防止対策</th> <th>効果</th> <th>覆土状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">カラス</td> <td></td> <td>即日覆土</td> <td>効果大きい</td> <td>ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>爆音機</td> <td>一時的効果あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>目玉風船</td> <td>一時的効果あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m間隔にナイロンテングスをはる。</td> <td>効果はあるが切れやすい。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>猟銃による駆除</td> <td>効果あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハエ</td> <td>5~10月</td> <td>薬剤散布 (界面活性剤、ダイアジン、殺虫剤)</td> <td>発生なし</td> <td>ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ネズミ</td> <td></td> <td>覆土</td> <td>駆除を継続すれば効果あり</td> <td>ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm 休日前にゴミ斜面全域に実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>殺鼠剤、毒餌の使用</td> <td>効果あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>最善と思われるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	衛生害虫	発生時期	防止対策	効果	覆土状況	カラス		即日覆土	効果大きい	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm		爆音機	一時的効果あり			目玉風船	一時的効果あり			10m間隔にナイロンテングスをはる。	効果はあるが切れやすい。				猟銃による駆除	効果あり		ハエ	5~10月	薬剤散布 (界面活性剤、ダイアジン、殺虫剤)	発生なし	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm	ネズミ		覆土	駆除を継続すれば効果あり	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm 休日前にゴミ斜面全域に実施		殺鼠剤、毒餌の使用	効果あり		その他		最善と思われるもの		
衛生害虫	発生時期	防止対策	効果	覆土状況																																											
カラス		即日覆土	効果大きい	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm																																											
		爆音機	一時的効果あり																																												
		目玉風船	一時的効果あり																																												
		10m間隔にナイロンテングスをはる。	効果はあるが切れやすい。																																												
		猟銃による駆除	効果あり																																												
ハエ	5~10月	薬剤散布 (界面活性剤、ダイアジン、殺虫剤)	発生なし	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm																																											
ネズミ		覆土	駆除を継続すれば効果あり	ゴミ厚 1.5m毎に即日覆土 20cm 埋立厚 3.0m毎に中間覆土 50cm 休日前にゴミ斜面全域に実施																																											
		殺鼠剤、毒餌の使用	効果あり																																												
その他		最善と思われるもの																																													
<p>4 地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。 (1条3項5号、2条3項2号) ※ 水質検査の結果、水質の悪化が認められない場合は、この限りでない。 (1) 地下水等の水質が、基準に現に適合しないこと。 (2) 水質検査による数値の変動の状況に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。</p>	<p>地下水等検査項目 廃止する迄 1回/年 廃止に当たっては、その直前に水質検査をおこなう。</p>																																														
<p>5 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。 (1条3項7号)</p>	<p>【発生ガスの測定方法】</p> <p>①埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に おこなうなど、気圧の高いときを避け、かつ、各測定時の気圧が出来るだけ等しくなるようにする。</p> <p>②ガスの発生量の測定は、構造基準による浸透水採取設備から適当な箇所を選定し流量の測定をおこなう。</p> <p>③埋立地丈夫の植物の枯れ死や目視によりガスの発生が認められるなど埋立地からガスが発生している可能性があって付近に通気装置がない場合は、そこに採取管を設置して測定すること。</p> <p>④流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度も測る方法等が考えられる。なお、熱式流量計については、メタンガスによる爆発の恐れがある場合には防爆型の計器を用いるものとする。</p> <p>測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として 3ヶ月に1回以上とする。</p>																																														
<p>6 埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ、異常な高温になっていないこと。 (1条3項8号)</p>	<p>埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ、異常な高温になっていないかを確認する。地中温度の測定方法は浸透水採取設備(浸透水採取管)から熱電対式などの温度計を用いて行うものとし、埋立地内部と周辺の地中の温度差が20℃未満であることを確認する。</p>																																														

<p>7 おおむね50cm以上の厚さの土砂等による覆いにより開口部が閉鎖されていること。 (1条3項9号、2条3項2号)</p>	<p>厚さ50 cmの最終覆土をおこなう。 月1回の定期点検による破損の有無の確認をおこなう。</p>
<p>8 埋立地からの浸出液又はガスなどによる周辺地域の生活環境保全上の支障が現に生じていないこと。 (1条3項11号)</p>	<p>地下水等検査項目 廃止する迄 1回/年 月1回の定期巡回による周辺環境への影響の確認をおこなう。</p>
<p>9 地滑り防止工、沈下防止工、擁壁・堰堤設備（構造耐力上の安全性、腐食防止工）及び雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。 (2条3項2号)</p> <p>* 下線部は該当せず。</p>	<p>定期点検による確認。 細目は7頁の施設点検記録表による。</p>
<p>16 採水設備により採取された浸透水の水质が次の要件を満たすこと。 (2条3項2号)</p> <p>(1) 地下水等検査項目 基準に適合 (2) BOD 20mg/l以下</p>	<p>【浸透水】 BOD 20mg/l以下 廃止する迄 1回/3ヵ月 地下水等検査項目 廃止する迄 1回/年 廃止に当たっては、その直前に水质検査を行う。</p>

※これら、埋立終了後に必要となる維持管理費用については、維持管理積み立て金制度を用いるものとします。